

宮城県保健環境センター機関評価結果への対応方針

平成18年3月30日
宮 城 県

1 調査研究等(調査研究及び行政検査・調査)の推進体制等

【指摘事項】

センターとしての企画立案、対外連携、研究コーディネート機能の強化による先進的取組が必要。また、必要なアウトソーシングを行い、センターでしかできない業務を行うべき。

【対応方針】

(1) 企画立案・研究コーディネート機能の強化

センターでは、「宮城県保健環境センター調査研究方針」に基づき、重点研究分野の研究の方向、課題の選定、また、研究目的別の区分を行い、内部評価委員会等による検討を経て、多様な行政課題の中から重点的に実施すべき研究課題を明らかにするとともに研究企画のプロセスの明確化に努めております。

今後とも、保健環境分野の科学的中核施設としての設置目的に沿った調査研究等の業務を推進するため、「宮城県保健環境センター運営方針」及び「宮城県保健環境センター調査研究方針」に基づいて、適切な業務評価を行い、効率的な運営に努めるとともに、県民や社会のニーズ等の適切な把握を踏まえ、企画調整分野のコーディネーター等の人材育成を行い、企画立案機能の強化に努めてまいります。

(2) 対外連携の強化

これまで、地方衛生研究所全国協議会及び全国環境研協議会の場を通じて、国立研究機関や都道府県研究機関との連携を進めてきました。

今後は、地元大学との連携事業をはじめ県の試験研究機関との交流、また学官等の研究シーズの発表の場であるみやぎ産学官研究成果発表交流会などにおいて地域の課題に対する取組を積極的に進めてまいります。

県単独の研究と同様に県民のニーズに即した競争的研究資金による研究を実施するため、研究者の意欲を誘導するとともに、これら外部資金を受け入れる方策などについて検討してまいります。

(3) 必要なアウトソーシングの実施

行政ニーズ、県民ニーズに的確に対応し、センターとして取り組むべき調査研究の充実強化を図るため、センターの将来像を明確にしながら個々の業務の点検を行い、可能な業務は外部委託を進めることとします。

外部委託に当たっては、民間でできる業務は民間でという視点を踏まえつつ、委託先となる検査機関の検査内容を検証できる体制を維持できることや、例えば食中毒事件などの健康危機に対して、迅速かつ的確な対応が求められることなどについて十分考慮しながら検討していきます。

2 人材育成・人材の確保

【指摘事項】

年齢の偏り、異動の周期から、若い研究員の確保・育成が急務。他の研究機関との研究員の流動化によるスキルアップ・キャリアアップ、適した人材を確保できる採用システム等の検討が必要。

【対応方針】

これからの数年間は多くの職員が退職する時期を迎えることとなりますが、極めて厳しい県の財政状況に対応するため、「宮城県定員管理計画」(平成18年2月策定)においては、平成18～22年度の5年間で1,425人程度の(大学を含む知事部局では505人程度)の削減を行うこととしています。

センターにおいても退職者数に見合う新規職員の採用は困難な状況にあることから、充実強化すべき業務、外部委託すべき業務などの見直しを行いながら、より効率的・効果的な研究体制を検討することとしております。今後、この検討状況も踏まえながら、バランスの取れた年齢構成となるよう人事異動における配慮を行っていきます。また、若手職員への技術の伝承が的確に行われるよう職場での訓練の充実を図っていきます。

他の研究機関との研究員の流動化については、現在、産業技術総合センターに対し研究員の派遣を行っているところですが、より一層の流動化については、その効果等について検討してまいります。

採用システムについては、新規職員採用時点では、研究部門、行政部門に特定せず、採用後の仕事の状況を見ながら本人の適性に応じ、いずれかの部門への配置を行うこととしております。今後、なお一層研究員として適した人材がセンターに配置されるよう配慮してまいります。

3 県民や社会のニーズの把握と適切な情報提供による県民理解の獲得

【指摘事項】

県民への直接的な情報提供、施設の公開、県民との対話、交流会などの機会を多くすること、保健所等との情報交換を進めることが必要。一方、センターからの情報提供の範囲を再検討することも必要。

【対応方針】

(1) 県民や社会のニーズの把握

社会情勢が大きく変化するなか、県民の健康に直接関わる問題や広域的な環境問題など保健環境分野における専門的な行政の対応が迫られております。

今後とも、県担当課による広聴等により、県民や社会のニーズや地域の課題の把握に努めるほか、センターにおいては、調査結果や研究成果など情報提供や施設見学または環境学習、研修会など県民との交流や対話の機会を通じて、これらニーズの把握になお一層努めてまいります。

(2) 適切な情報提供

センター業務の成果や県民の健康と生活環境に関する情報を収集・解析した結果の情報提供は、県民の保健環境行政への理解を深めるために極めて重要であると考えております。

このため、現在実施しているウェブページを中心とした情報提供に加え、今後、成果の公表に当たっては、県の施策への反映について明らかにしてまいります。

ウェブページの活用に当たっては、容易に利用できるように目次機能や検索機能を充実させるとともに、最新の測定データの提供を行ってまいります。講演会等イベントなど自発的な企画については、調査研究業務とのバランスを考慮して検討してまいります。

今後、センターが実施する保健・環境学習や研修会等については、本庁関係課や保健所との役割、業務の範囲を明確にするほか、実施に際しては、県民が容易に活用できる情報の提供に努めてまいります。特に、平成18年3月に策定した宮城県環境教育基本方針では、センター内に設置している「宮城県環境情報センター」を県の環境教育の中核的機能を担う拠点としてその機能の充実・強化を図る必要があるとしており、今後、体験型の学習機能を有する施設等との連携強化を推進してまいります。

4 施設・設備の整備と安全管理体制

【指摘事項】

庁舎の老朽化、機器更新の遅れについては、検査精度管理に関わる問題であり、改善が強く望まれる。薬品、危険物の取扱いについては、規程・責任者の整備はなされているが、別途、安全管理部門を設けるべき。

【対応方針】

(1) 施設・設備の整備

試験検査や調査研究の基本となる技術水準の維持や検査精度管理に支障のないように、機器整備の計画を充実させて、計画的な機器類の更新及び維持管理について検討してまいります。

検査精度の確保は、試験研究機関の信頼性に関わる極めて重要な課題であることから、これまでの食品衛生検査施設の検査に関する精度管理に加え、平成18年度から環境分野の精度管理も実施いたします。

センター庁舎の老朽化への対応の1つとして、平成18年度から、耐震工事を実施することとしています。

(2) 安全管理体制

センターでは、化学薬品等の危険物を扱っており、周辺環境または職員の安全確保については、今後とも各管理規程に基づく定期的な点検・確認を行ない安全対策を講じてまいります。